## 京都府後期高齡者医療広域連合議会

# 平成 20 年第 1 回臨時会会議録

平成20年8月2日 開会

平成 20年 8 月 2 日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

### 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会会議録目次

#### 第 1 号 (8月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
同意第1号~議案第8号の一括上程、説明	4
同意第1号の採決	7
同意第 2 号の採決	7
承認第1号の採決	8
承認第2号の質疑、討論、採決	8
議案第8号の質疑、討論、採決	9
閉会の宣告	19
	٠,

#### 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会会議録

#### 議事日程(第1号)

平成20年8月2日(土)午後1時30分開会

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 同意第1号から議案第8号まで(広域連合長説明)

日程第 5 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第 6 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第 7 承認第1号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任)

日程第 8 承認第2号 専決処分の承認について(平成19年度京都府後期高齢者医療広域 連合一般会計補正予算)

日程第 9 議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

#### 出席議員(27名)

	1番	せの	つお	直	樹	君			3番	井	上	教	子	君
	4番	松	本	良	彦	君		į	5番	藤	田	正	_	君
	6番	木	下	芳	信	君		-	7番	宮	本	繁	夫	君
	8番	平	田	研	_	君		(	9 番	安	達		稔	君
1	0番	田	中	義	雄	君	1		1番	宮	袁	昌	美	君
1	2番	小	Щ	市	次	君	1		3 番	上	田	正	雄	君
1	4番	森	Ш	信	隆	君	1	!	5 番	米	澤	修	司	君
1	6番	松	本	聖	司	君	1		7番	吉	田	繁	治	君

18番 曽 我 千代子 君 19番 光 君 前 ]]] 君 20番 林 勉 2 1番 古 ]]] 昭 義君 22番 西 川 芳 次君 2 4 番 籠 島 孝 幸 君 25番 登 君 奥 田 26番 奥 森 由 治 君 糸 井 27番 吾 君 28番 満 雄 君 宮 下 愿 29番 出 本 勇 君 欠席議員(3名) 2番 小 林 あきろう君 石 田 春 子 君 23番

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

尚一君

西脇

広域連合長 四 方 八洲男 君 副広域連合長 汐 見 明 男 君 副広域連合長 副広域連合長 栗 Щ 正隆君 中 Щ 泰 君 副広域連合長 (事務局長事務取扱) 弘 会計管理者 Ш 田 昌 君 本 Ш 憲 和 君 総 務 課 担 当 課 長 業務課長 木下直紀君 畑 中 博 之 君

#### 事務局職員出席者

30番

書記長原昭彦 書記渡辺栄治

#### 開会 午後 1時30分

#### 開会の宣告

副議長(岡本 勇君) それでは、皆さん本日は大変ご苦労さまでございます。副議長の岡本でございます。

西脇議長が本日欠席でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の 私が議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、これより京都府 後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会を開会いたします。

#### 開議の宣告

副議長(岡本 勇君) 直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関から写真撮影の許可の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長(岡本 勇君) 異議なしと認めます。

それでは、報道機関の写真撮影を許可することにいたします。

#### 議事日程の報告

副議長(岡本 勇君) 本日の議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

#### 議席の指定

副議長(岡本 勇君) 日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに宮津市から安達稔議員、京丹後市から松本聖司議員、南丹市から吉田繁治議員、 和東町から籠島孝幸議員、南山城村から奥森由治議員が広域連合議員に選出されております。 新たに選出されました議員の議席につきましては、お配りしております議席図のとおりと いたします。

#### 会議録署名議員の指名

副議長(岡本 勇君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によって、米澤修司議員、奥森由治議員を指名 いたします。

#### 会期の決定

副議長(岡本 勇君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

副議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

#### 同意第1号~議案第8号の一括上程、説明

副議長(岡本 勇君) 日程第4、同意第1号から議案第8号までの6件を一括議題といた します。

提出者からの説明を求めます。

広域連合長。

[ 広域連合長 四方八洲男君登壇]

広域連合長(四方八洲男君) 皆さん、こんにちは。広域連合長でございます綾部市長の四方でございます。どうぞよろしくお願いします。

本日、平成20年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、非常に暑い中、また週末の土曜日であるにもかかわりませず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本臨時議会は6月に政府・与党において決定されました特別対策を速やかに実施するために急遽招集させていただきましたところでございまして、やむを得ず土曜日の開催になったことにつきましても何とぞご理解を賜りたいと存じます。

以下、今回提出をいたしました議案について説明をさせていただきます。

同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について説明をいたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として向日市長の久嶋務君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について説明をいたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として京都市副市長の山崎一樹君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、承認第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について説明をいたします。

副広域連合長の任期につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合規約第13条において、 市町村長、副市町村長等の関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあっては当該任期 によることが規定されております。

また、本広域連合においては、副広域連合長の欠員が長期にわたることにより広域連合の 業務に支障が生じることがないよう、市町村長として再選された者を再任する場合に限り、 広域連合長の専決処分により任命することができるとされております。

これらにより、中山泰君の副広域連合長の任期は京丹後市長の任期である平成20年 5 月15 日に満了いたしましたが、4 月27日に執行されました京丹後市長選挙において再選されたため、任期満了日の翌日である同年 5 月16日付で副広域連合長に任命したことについて承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号 平成19年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について

説明をさせていただきます。

平成20年3月24日に交付決定を受けた被用者保険の被扶養者であった被保険者の特例措置にかかわる臨時特例交付金の額は8億6,600万円であり、見込み額を2億8,300万円上回ったところでございます。

当該臨時特例交付金はその全額を平成19年度中に臨時特例基金に積み立てることとされていたため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、やむを得ず専決処分により歳入歳出の総額にそれぞれ同額の補正を行ったものであり、これについて承認を求めるものでございます。

次に、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例の制定について説明をいたします。

後期高齢者医療制度については、平成20年6月12日に政府・与党により保険料の軽減対策 を講じることとされたところでございます。

この政府・与党決定を踏まえ、平成20年度については、経過的な対策として次のとおり保 険料の軽減措置を講じるため、後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行おうと するものでございます。

17ページをお開き願います。

改正点は3点ございます。

第1点目が、所得割額の軽減でございます。所得割保険料を負担する被保険者のうち、所得が少ない被保険者、すなわち総所得金額が58万円以下(年金収入の場合、年金額が211万円以下)の被保険者については所得割額を一律5割軽減するものであり、附則第13項にその旨を規定しております。

第2点目が、被保険者均等割保険料の軽減割合の拡大でございます。7割軽減の対象となっている世帯に対し、その軽減割合を一律8.5割とするものであり、附則第15項にその旨を規定しております。

第3点目が、差額、いわゆる端数の控除でございます。第13項から第15項までの規定による軽減措置後の被保険者均等割額と所得割額の合計額が本年4月から8月までの特別徴収額(仮徴収額)を超える場合で、当該超える額が500円未満であるときは、その者の保険料額から当該超える額を控除するものであり、附則第16項にその旨を規定しております。

一部改正条例の附則には、施行期日として公布の日から施行すること、適用区分として一部改正条例を平成20年4月1日から適用することなどを規定しております。

以上をもちまして提案理由の説明を終わらせていただきますが、慎重にご審議の上、ご議 決を賜りますようお願い申し上げます。

#### 同意第1号の採決

副議長(岡本 勇君) 日程第5、同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合 長の選任についてを直ちに表決に付することについてご異議はありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

副議長(岡本 勇君) ご異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長(岡本 勇君) ご異議なしと認め、本件は同意することに決定いたします。

#### 同意第2号の採決

副議長(岡本 勇君) 日程第6、同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合 長の選任についてを直ちに表決に付すことについてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長(岡本 勇君) ご異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長(岡本 勇君) ご異議なしと認め、本件は同意することに決定いたします。

ここで選任同意した副広域連合長の入場を認めます。

[副広域連合長 山崎一樹君入場]

副議長(岡本 勇君) それでは、私のほうからご紹介させていただきます。

京都市副市長の山崎一樹君であります。

副広域連合長(山崎一樹君) 京都市副市長の山崎でございます。

ことしの4月から保健福祉業務を担当することになりましたから、それで、このたび副連

合長にご選任賜りまして、どうもありがとうございます。

本職に就任に当たりましては、まず課題があると十分承知してございますので、前任者に引き続きましてご指導をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。(拍手)

副議長(岡本 勇君) それでは、理事者席にご着席ください。

なお、向日市長の久嶋務君は、本日、所用のため、欠席されております。

#### 承認第1号の採決

副議長(岡本 勇君) 次に、日程第7、承認第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任を直ちに表決に付すことについてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長(岡本 勇君) ご異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり承認することについてご異議はありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

副議長(岡本 勇君) ご異議なしと認め、本件は承認することに決定いたします。

#### 承認第2号の質疑、討論、採決

副議長(岡本 勇君) 日程第8、承認第2号 平成19年度京都府後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び 討論については終結いたします。

それでは、承認第2号 平成19年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を表決に付します。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

〔 挙手全員〕

副議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、本件は承認されました。

議案第8号の質疑、討論、採決

副議長(岡本 勇君) 日程第9、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑の通告があり ましたので、発言を許可いたします。

曽我議員。

[18番 曽我千代子君登壇]

18番(曽我千代子君) 木津川市の曽我でございます。

議案第8号の件ですが、既に4月からの徴収が始まっていますが、今回の改正で徴収現場や対象者が混乱するようなことはないのでしょうか。

また、電算など、変更に対してうまく機能するのでしょうか。

また、それに合わせまして、対象者を持つ市町村の仕事がどこまでで、広域連合はどこまでの作業をするのでしょうか。その役割分担について教えていただきたいと思います。例えば対象者への発送作業について、あて名シールや金額の打ち出しまでは広域連合で行い、市町村は封筒詰めと送付だけにするのかとかというような細かいことについて知りたいと思います。よろしくお願いします。

副議長(岡本 勇君) 山田副広域連合長。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長(山田昌弘君) 曽我議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例改正案につきましては、6月12日の政府・与党の決定に沿って、所得の低い方を対象に保険料の軽減措置を講ずるというものでございます。

この措置につきましては被保険者の方々の負担軽減につながるものでございますので、広域連合といたしましては、ご議決の上は速やかに事務処理を行いまして、対象となる被保険者の方々に対しまして、8月中旬を目途に保険料の変更決定通知をお送りする予定にしております。その際、通知書には今回の軽減措置について説明したチラシを同封する予定でございます。

市町村との事務分担の関係でございますけれども、保険料の決定につきましては広域連合が、保険料の徴収は市町村で行うこととされており、この点についての変更はございません。

したがいまして、今回の保険料等軽減措置につきましても、従来と同様、広域連合において 保険料の算定を行い、市町村が変更決定通知書等の送付や相談等を実施することになります。 以上でございます。

副議長(岡本 勇君) 曽我議員。

[18番 曽我千代子君登壇]

18番(曽我千代子君) ご答弁ありがとうございます。

現場のほうでも、減らすって、もう今から既に取っているやないかと、担当のほうでは非常に不好評でございました。

そのこととあわせまして、今のご答弁で混乱はないというふうに確信を持ってよろしいの かどうか、そのことだけ確認して、質問を終わりたいと思います。

副議長(岡本 勇君) 広域連合長。

[ 広域連合長 四方八洲男君登壇 ]

広域連合長(四方八洲男君) 広域連合としては広域連合としての責任をしっかり果たしますし、そしてまた窓口である市町村の担当課においてはその責務をしっかり果たしていただくということで、混乱はございません。ご安心を願いたいと思います。

副議長(岡本 勇君) 次に、宮本議員。

〔7番 宮本繁夫君登壇〕

7番(宮本繁夫君) 宇治市の宮本でございます。

何点か条例の一部改正にかかわって主張しておきたいと思います。

後期高齢者医療制度は今年の4月にスタートしたわけですが、これまで保険料の負担のなかった扶養家族を含めて75歳以上の高齢者から保険料を徴収することや、75歳以上の高齢者に対して別建ての診療報酬体系、これをつくるなど、これは差別医療だ、こういう反対の声が今大きく広がっていることはご承知のとおりだと思います。府内でも、27の自治体のうち18の自治体で廃止や見直しを求める意見書が採択されておりますし、京都府の保険医協会や社保協など、後期高齢者医療制度の廃止を求める連絡会が取り組んでおられます30万人署名でも、もう既に11万筆を超える署名が集まっている、こういうふうにお聞きをしています。全国では、35の都府県の医師会が廃止や見直しを表明されています。

こうした中で国は制度の一部見直しを行いましたが、このまた見直しが新たな矛盾を生んでおる、こういうふうに思います。国の制度の見直しによって広域連合の条例の一部改正が今回提起されているわけですが、今回その内容について少しお聞きをしたいと思います。

保険料の問題についてであります。

保険料の負担の軽減は多くの高齢者の方が望むところであり、負担の軽減そのものには反対するものではありませんが、この新たな軽減策が保険料負担の格差を拡大しているんではないか、こういうふうに思います。言うまでもなく、年金は個人に支給されているわけでありまして、生活は、高齢者のご夫婦の場合は、お互いの年金を出し合って生活をされている。夫婦がそれぞれの年金で別々のやりくり、会計で生活をしている、こういう世帯はほとんどないんではないかというふうに思われますが、今度の保険料そのものは個人の年金に対して決められているわけですが、軽減が世帯の所得によって決められる、こういう仕組みになっています。

例えばですが、夫の年金が260万円で妻の年金が42万円、こういう高齢者夫婦の世帯と、 夫の年金が152万円で妻の年金が150万円という、こういう高齢者世帯、いずれも世帯の年金 収入は合わせますと302万円、こういうことになって、同じ所得になるわけですが、世帯で 負担をする保険料には大きな差が出ているのが現実であります。夫の年金が260万円、こう いう世帯の保険料は17万8,923円、こういうことになるわけですが、夫の年金が152万円、こ ういう世帯の保険料は2万7,066円、こういうことで、現行でも6.6倍の違いがあります。と ころが、今回また新たな軽減措置がなりまして、8.5割、いわゆる85%の軽減ということに なるわけで、そうなりますと、この格差は13.5倍、こういうふうに拡大をされるわけです。 こうした新たな見直しによって、また新たな格差が拡大する、こういうことについて一体ど う考えておられるのか、見解をお聞きしておきたいと思います。

また、こうした見直しだけでは私は不十分であり、保険料の負担そのものを軽減していく、 こういうことが必要だと思いますし、国に対してもさらなる見直しを求めるべきではないか、 こういうふうに思いますが、その点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

保険料の問題の2つ目は徴収の問題でありますが、年金の天引きのかわりに口座振替での納付が選択できるようになりました。保険料の徴収事務は市町村の事務、こういうことではありますが、広域連合としても後期高齢者医療制度を包括的に運用しているわけですから、こうした内容についても周知をすべきではないかというふうに思います。

例えば私どもの宇治市でありますが、7月21日の宇治市の市政だよりに保険料の支払いの変更について、こういうお知らせが掲載をされました。つまり口座振替に変更したい方は7月31日までに当該の所管の年金医療課にお越しください、こういうふうに市政だよりに書いてありました。有無を言わさず年金から天引きをする、こういうことについて高齢者から怒

りの声が上がっていたわけでありますが、保険料の納付について選択肢がふえる、こういう ことになるわけですが、これがまた新たな矛盾を生む、こういうことになっているというふ うに思います。

これまで国保に加入していた場合、保険料は住民税の控除対象、こういうことになっていたわけですが、この4月からは年金天引きでありますから、税金の控除対象にはならなくなりました。ところが、今回、口座振替を選択いたしますと、配偶者や世帯主である子供さんの口座から振替、こういうことをすれば、住民税の控除の対象になる、こういうことになるわけであります。同じ年金額でありましても、保険料の納付方法によって世帯全体の税負担、これが変わってくる、こういうことについては十分説明もされておりません。

これも宇治市の話ですが、わずか10日間で市役所の窓口に来て手続をしなさい、こういうことが余りにも不親切な、こういうことであります。私どもはそういうことを指摘しているところですが、こうしたことについても市町村任せじゃなくて、広域連合としてもきちっと説明をしていく必要があるんじゃないか、こういうふうに思いますが、そのことについてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は人間ドック等への補助の問題についてであります。

これまで多くの府内の自治体、市町村では国民健康保険での人間ドックや脳ドックへの補助、こういうことがありました。多くの方が利用してこられました。

私ども宇治市でも、希望者が多くて、定数を超えるわけで、抽せん、こういうことがずっと行われていました。昨年度は人間ドックに対して900人の定数に対して1,760人の申し込みがありました。脳ドックは500人の定数に対して1,548人、こういう申し込みがあったわけであります。そのうち75歳以上の方は、人間ドックで97人、脳ドックで64人、こういうことでありましたが、ことしの4月から後期高齢者医療制度に移行したわけでして、75歳以上の方については国保事業としてやっている人間ドックや脳ドックのこの補助対象から外されました。若いときは比較的健康であったが、高齢になったので、自分の健康に気をつけようと、こういう思いで人間ドック、脳ドックを受けたいと、こういうことで相談に行ったけれども、だめだと言われた、こういうことで、多くの高齢者の方が怒っておられました。

私ども宇治の市議会でもこの問題を議論して、市の考え方を市当局にもお聞きしたわけですが、75歳の高齢者、これについても人間ドックや脳ドックについて市町村ですべきではないか、こういうふうに私は質問をしたわけですが、そのときの市の考え方は、75歳以上の高齢者については、これは新たな保険制度ができたわけですから、そこの保健事業として広域

連合が行うべきだ、こういうふうな考えでありました。

連合長がされている綾部市では75歳以上の高齢者についても人間ドックなんかも助成をしている、こういうふうにお聞きをしているわけですが、広域連合でこの人間ドックや脳ドックなどの助成についてどのような考えを持っておられるのか、その点についてお聞きをしていきたいと思います。

3つ目は医療協議会の問題であります。

制度発足にあわせまして、医療協議会ではいろいろ、さまざまなご意見がありました。その後、医療協議会というのは開催をされているのでしょうか。制度スタート後、さまざまな問題点、これが指摘をされ、国においてもいろいろ見直しがされているわけですが、広域連合としても医療協議会を開催して委員の意見を聞く、こういうことが必要やないかというふうに思いますが、この開催についてどのようにお考えになっているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、通して3点でありますが、よろしくお願いします。

副議長(岡本 勇君) 山田副広域連合長。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長(山田昌弘君) 宮本議員のご質問にお答えいたします。

保険料負担のあり方につきましては、本年4月以降の制度の施行状況を踏まえ、6月12日 に政府・与党において所得の低い方を対象とした保険料軽減措置を初めとする負担の軽減対 策等が決定されたところでございます。

世帯の所得による軽減措置を講ずる仕組みにつきましては、後期高齢者医療制度に限らず、国民健康保険制度でも同様となっております。

保険料軽減判定を個人単位で行うことにつきましては、与党プロジェクトチームにおいて、 他の制度との関連も含めて引き続き検討することとされており、本広域連合といたしまして はその方向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

保険料の徴収関係のご質問につきましては、市町村の事務と法律で明確に位置づけられて おりまして、広域連合がその事務について指示、助言する立場にないことをご理解いただき たいと思います。

なお、先ほどの広報につきましては、今後とも市町村と協力して取り組んでまいる所存で ございます。

人間ドック等の補助につきましては、多額の経費を要するものであり、これを実施すると、

被保険者の皆さんの保険料の増額につながるということから、各市町村に実施の判断をゆだねているところでございます。今後とも、他の広域連合の実施状況等も勘案しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

医療協議会の件についてでございますけれども、今回の軽減措置につきましては、被保険者の方々の負担軽減の観点からも、国が示すスケジュールに沿ってできるだけ速やかに所要の措置を講ずることが必要であると考えております。

また、国がその内容を決め、必要な財源措置をすることとしており、裁量の余地がほとんどないものでございます。

今回の措置は保険料に関するものではございますけれども、ただいま申し上げましたことを考慮して、医療協議会の委員の皆さん方にはその内容につきまして書面でご報告を申し上げたところでございます。

医療協議会においては保険料等の後期高齢者医療制度の基本的な事項について協議することになっておりますので、今後、国において制度の見直し等が行われた場合には、必要に応じてご意見を伺う所存で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

副議長(岡本 勇君) 宮本議員。

#### 〔7番 宮本繁夫君登壇〕

7番(宮本繁夫君) 今ご答弁いただいたわけですが、少しかみ合っていないところもあるんかなと思っていますけれども、保険料の問題でありますが、私、現行の制度を政府・与党のプロジェクトチームが見直しされ、国が広報されて制度の見直しが行われた、こういう前提に立って、そういうことが、今実際の保険料の問題で言いますと、今だって世帯単位で高齢者の方は生活しておられる。夫と妻を合わせた年金額が同じなのに、保険料負担が違うんではないか。それが、さらに今度は見直しによって、低所得者の軽減ということがあるんですが、その格差が倍以上広がる、こういう矛盾があるというふうに思うわけですね。

そうした問題についてどう注意、注目をするか。京都の広域連合がそういうことを決定する権限がないわけですから、それはそうかわかりませんが、そういう実際に現場で起こっていることをしっかりと広域連合としても国に対して意見を言っていく、これは非常に大事なことだと思いますので、単に国の動向を見て対応していくということだけではなくて、積極的な発言ということが私は大事であるんではないか、こういうことを思ったわけで、見解をお聞きしたわけですけれども、もし何かあれば、いただきたいと思います。

それと、保険料の徴収の問題、これについては、後期高齢者医療制度の運用については広域連合の仕事、市町村の仕事というものが区分されているということは承知をしていますが、ただ、高齢者の皆さんから言いますと、そんなに細かな区分を承知しているわけではありませんでして、後期高齢者医療制度と言いますと、その元締めであります広域連合ということになるわけですから。

私、市町村がやっている事務について広域連合が提言を、逸脱したようなことをしなさいというふうに述べているわけではありませんで、やっぱりこの制度については広域連合としてしっかりと広報していく、こういうことが大事なんではないかというふうに思うわけですから、是非、その点は、ホームページなどもやっておられるわけですし、チラシをつくったり、また今度、新たに通知をされるということもお聞きをしましたので、ぜひ機会を通じて、そういうことはしてやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、人間ドック、脳ドックの問題でありますが、これはまさに広域連合で事業化をすれば、もちろんその費用負担をどうするんかという問題が起こっていることは当然だと思います。別に広域連合が歳入を持っているわけやありませんから、それは構成市町村の負担なり保険料返還、還元するということは、それは別の問題になるわけです。ですから、財源負担の問題もさておきながら、75歳以上の高齢者の保健についてどこが責任を持つんかということの整理をやっぱりよく市町村とやっていただく必要があるんじゃないか。

これは宇治市だけの話かわかりませんけれども、宇治市で今の当局は、それは75歳以上の方は広域連合で責任を持つべきじゃないかというふうな意見も言っておられますし、今お聞きしますと、いや、それはもう市町村の業務だという話もあるわけですね。それぞれ積極的に市町村の業務としてやっておられる市もあります。ですから、そこは少し整理をされて、よく構成市町村との考え方の整理をしていただかんと、お互いにあっちだ、こっちだというふうにやってしまうというのもいかがなものかなというふうに思いますので、ぜひその点なんかについても積極的な対応をやっていただきたいというふうに思います。

医療協議会の問題ですが、いろいろ、その都度、その都度、実は、そうやって来た書面で 通知をされているということもあるわけですから、医療協議会を設置した本来の意味から言 いますと、できるだけ多くの、この本広域連合議会でもさまざまな議員さんから意見も出さ れていますが、同時に当事者であります高齢者の皆さんや、あるいは医療機関の皆さんなど も含めて医療協議会が構成されているわけです。制度がスタートされているんな問題が起こ って、国も見直しをせざるを得ないという状況になってきているわけですから、やはり京都 府の広域連合としてもきちっと医療協議会などでそうした皆さん方の意見を聞くということ も制度を運用していく上では非常に重要でないかと思いますので、ぜひそういう場もつくっ てやっていただきたい。これは強く要望しておきたいと思います。

以上です。

副議長(岡本 勇君) 広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長(四方八洲男君) 宮本議員の再質問でございますけれども、第1点目の保険料、要するに、政府・与党のプロジェクトチームが見直し、保険料等々の提言に対策を打ったということですね。これについてはやっぱり積極評価をするべきだと思います。

それで、その上に立って、なおかつ、この6月の議会においても見直し、廃止を含めて 云々という、各議会において行われたということは報告されましたけれども、いわゆる見直 しというよりは改善ですね。改善ということと廃止ということは根本的に違うわけですよね。 それを一緒くたにして、これだけの数があるんだというふうにおっしゃるのは私は正確さを 欠いているというふうに思っております。

私は、廃止というのは、今、議会でやっておられるところもあって、それぞれの市町村における自治として、それはそれなりに、それを侵すものではございませんけれども、しかし、よう考えてみたら、廃止したら、今、過半数の皆さん方は従来の保険料よりも安くなっている。さらに見直しをした結果として、さらに安くなっている。それをもう一遍もとに戻すんですか。値上げせえと言うんですか。そういう問題も含めて、廃止ということを言われる方々はですね、皆さん方は、今までの保険料、後期高齢者の制度によって下がりましたけれども、また上がるんですよと、それを覚悟してくださいということを言いながら、その廃止ということを主張される、それが筋が通っておるんですね。やっぱり物事は冷静に、科学的に、事実を踏まえて主張するということをぜひやっていただきたいなというふうに私は思っております。

ところで、世帯ということに着目すれば、そういう問題が出てきていることは確かでございます。そういう点も含めまして、我々は国の、国会の動向に注目はもちろんしますし、それに従わざるを得ませんけれども、広域連合として意見を言うことは、これは全然問題ございませんから、皆さん方の意見あるいは我々実務を取り仕切っている者の立場からも様々な意見があるわけでございます。そういう意見について、機会があれば、積極的に述べていき

たいというふうに思っております。

それから、宣伝、啓発についても市町村に任せずにというのは、全くそのとおりでござい ます。その都度、その都度、できる限りの広域連合としての統一した宣伝、啓発というのは やってまいりましたけれども、これからもそのことは節々でやっていきたいというふうに思 っておりますし、また機会があったら、こういう議会で大いにこの制度というものはどうな のかと。出だしについてはかなりいろいろ、何でもそうですけれども、制度変更したり、名 前を変えたりすると、多少の混乱は起こりますよ。十分な説明が国もされなかったというこ とも、これはまたあるかもわかりませんけれども、かなり落ちついてきましたよね。落ちつ いてきました。そうした落ちついた状態の中で改めて、国民皆保険を前提としながら、医療 の質を落とさずに、そして皆さん方がこの医療を十分受けられる体制、特に後期高齢者の医 療というもの、医療費がかさむ中で、どうすべきか、どうあるべきかというふうなことも含 めてですね、これは一人一人の問題です。私どももいずれその年齢に達するわけです。ある いは、私なんかは75歳を待たずに、あの世に行くという場合もあるかもわかりませんけれど も、しかし、みんなの問題でございますから、そういった観点に立って、落ちついた議論を 私はさらに府民の皆さん方に広く開放された中で大いに論議するのもよかろうじゃないかな というふうにも思っております。できれば、そういう機会も作ればいいんですというふうに 考えております。したがって、そうした啓発についても積極的にこれからやっていかねばな らんというふうに思っております。

人間ドックについて、これはそもそも後期高齢者の医療制度をつくった一つの考え方として、やっぱりどこでも、だれでもが保健予防という観点に立って、できるだけ医療機関にかからずに予防を優先的にやっていこうというのがこの後期高齢者医療制度の一つの考え方だったというふうに思います。そういう考え方に立てば、当然、この予防についても、75歳以上の皆さん方は同じシステムで同じ内容のものを受けることができる、そういう体制をつくるというのが、これがもちろん将来の目標だと私は思っています。だが、直ちにそれを適用できない、それぞれの市町村の事情があるということも我々は理解をせないかんというふうに思いますけれども、行く行くは、そうした保健予防に力を入れて、そして結果的に医療費を下げて、そして健康・長寿、これを全うしてもらうというのが、これが大きなやっぱり私は共同目標だというふうに思っております。

そういう点では、そうした市町村において例えば人間ドックの問題でもばらつきがあるというのは、これは過渡的なものであって、ある程度やむを得ない。しかし、将来においては

やはり統一した予防保健制度、その内容を堅持すべきであるというふうに私は思っております。

それから、医療協議会の問題についても全く同じことで、せっかく第三者機関として設置させていただいたものでございますから、重要な内容についてはもちろん、あるいは、さまざまな、その委員の皆さん方からの周辺で起こっている事柄についてもどんどん意見を出していただく。大いに歓迎することでございます。これは今後とも必要な都度、適時開いていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長(岡本 勇君) 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

議案第8号について討論の通告がありましたので、発言を許します。

曽我議員。

#### 〔18番 曽我千代子君登壇〕

18番(曽我千代子君) 今回の条例改正につきましては、どう判断するか、随分私も悩みました。今、やじが飛びました。そのとおりでございます。しかし、私は75歳以上というリスクを持った高齢者だけを別枠で対応するということに対しまして、健康保険制度の本質である互助の精神に欠けるという観点から、この制度に一貫して反対をしてきております。こういう小手先の改善では到底納得できるものではありませんので、やはり筋を通して反対するべきだという観点に立って、この改正には反対をさせていただきます。

私はいつも、四方連合長のお話を聞きながら、反対する身であっても、すごく納得をしております。ただ、私は先ほどのご答弁の中で、確かに私も後期高齢者を別枠ですることで市町村の健康保険制度が少し安くなり、安定したことは十分に認めているんでございます。しかし、だからといって高齢者を別枠にすることで今からリスクを抱えている人たちを無理に追いやるというのは私はいかがなものかという。だから、世間はそれをすごく反対していらっしゃるんだと思うんです。

だから、私は、こういう制度をつくる前に、若い人も、高齢者も、お医者さんの利用の仕方というんでしょうか、それがどこまで許されて、どこまでなのかということをもっとみんなで学んでいくべき。それが先にあって、こういう制度ができるべきだった、あるいは、この制度は要らなかったんじゃないかというふうに思っているわけですが、そこのことが抜きで、いきなり医療費が高いということでこういう制度ができたことで、私は混乱もしている

し、私なんかも随分腹を立てているわけです。

ですから、昔、今お医者さんが足りないというふうに言われていますけれども、自分の子供のころのことを考えてみますと、随分お医者さんは増えているんですよ。ただ、みんなのかかり方が、それこそコンビニ受診と言われるように、むちゃくちゃなかかり方をしているから、たくさん要る。おばあちゃんが死んだら、洋服箱いっぱいの薬を捨てました、そんな家庭は1軒や2軒ではありません。みんな気休めのためにお医者さんにかかるんです。それがみんなの医療費にかかってくることが問題なので、そのことの検証が先になくて、こういう制度が導入されたことに国民全部が怒っているんだというふうに思いますので、私はこの広域連合もそういう声を上げて、あるいは、そういう勉強の場をつくっていくことのほうが先かというふうに思いますので、この小手先のことにつきましては反対をしたいと思います。以上です。

副議長(岡本 勇君) 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

副議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

#### 閉会の宣告

副議長(岡本 勇君) お諮りいたします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を副議長に委任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

副議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会において議決されました各案件の整理については、これを副議長に委任 することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会を 閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

閉会 午後 2時24分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年8月26日

副	議		長	岡	本		勇
署	名	議	員	*	澤	修	司
署	名	議	昌	<u>東</u>	杰	由	治